

令 3 廃 対 策 第 3 6 4 号  
令和 3 年(2021 年) 1 0 月 5 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部長

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフ  
ォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清  
掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）

このことについて、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進  
課長及び廃棄物規制課長から通知がありました。（通知の概要は以下のとおり）

つきましては、貴会員あて周知いただくとともに、取扱いに遺漏のないようお願い  
します。

【通知の概要】

記の第 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物について、これら両方の収集運搬業  
の許可を有する者の運搬車において、混載して運搬しても差し支えない。ただし、  
それぞれの数量を適切に把握する必要があり、産業廃棄物の運搬に係る産業廃棄物  
管理票の交付は従来どおり必要である。

（参考）第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料  
[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210702/age  
nda.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210702/agenda.html)

記の第 2 「「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）に  
おいて平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）につ  
いて」（平成18年3月31日付け環廃産第060331001号通知）の「第二 産業廃棄物を  
使用した試験研究に係る規制について」の適用について

当該適用に関する許可の取扱い及び判断方法については、メタンガス化施設を試  
運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合においても適  
用できる。

記の第 3 地下工作物の取扱いについて

本通知に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、「既存地下工作物  
の取扱いに関するガイドライン」（2020年 2 月、一般社団法人日本建設業連合会）  
の「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業  
者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。

（参考）「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」

[https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground\\_guidline.pdf](https://www.nikkenren.com/kenchiku/pdf/underground_guidline.pdf)

産業廃棄物指導班	佐伯	083-933-2988
ゼロエミッション推進班	田中(亜)	083-933-2992